

電気料金メニュー定義書

～なかのじょうの電気～
[低圧電力]

令和6年4月1日改定
株式会社中之条パワー
登録番号：A0218

目 次

1	実施期日.....	1
2	定義.....	1
3	単位および端数処理.....	1
4	適用条件.....	1
5	供給電気方式、供給電圧および周波数.....	2
6	契約負荷設備.....	2
7	契約電力.....	2
8	電気料金.....	2
9	適用期間.....	4
10	契約電力の変更.....	4
11	本定義書の変更および廃止.....	4
別 表	5
1.	燃料費等調整（上限なし）.....	5
2	負荷設備の入力換算容量.....	6
3	契約容量および契約電力の計算方法.....	10
4	加重平均力率の算定.....	10
5	進相用コンデンサ取付容量基準.....	11

本書は、株式会社中之条パワーが提供する「なかのじょうの電気～低圧電力プラン」に関する電気料金の内容を定めたものです。

1 実施期日

本定義書は、令和6年4月1日より実施します。

2 定義

- (1) 本定義書は、株式会社中之条パワー（以下「当社」といいます。）が低圧で供給する「なかのじょうの電気～低圧電力プラン」（以下「本プラン」といいます。）に関し、適用条件、電気料金その他の必要事項を定めるものです。
- (2) 本定義書における用語のうち、「電力需給約款（低圧）」（以下「需給約款」といいます。）に定義のないもの、または本プラン特有の意味を持つものについては、次の各号のとおりとします。
 - ① なかのじょうの電気～低圧電力プラン：動力用の電気を低圧で供給する従量料金制の電気料金メニューをいいます。原則として契約電力が50キロワット未満の需要場所に適用します。
 - ② 燃料費等調整単価：燃料価格の変動に応じて定められる1キロワット時当たりの単価をいいます。
 - ③ 平均燃料価格：前3か月間の実績に基づき算定した原油・LNG・石炭の平均価格をいいます。
 - ④ 基準単価：平均燃料価格が1,000円変動した場合の1キロワット時当たりの調整値をいいます。
 - ⑤ 非化石価値加算：需給約款第12条に定める非化石価値証書の購入費用に基づき、当社がお客さまに対して1キロワット時当たり一定の金額を加算して請求する料金をいいます。
 - ⑥ 夏季：毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます
 - ⑦ その他季：毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。
 - ⑧ 供給地点：お客さまの受電設備における電力供給契約上の地点をいいます。

3 単位および端数処理

本定義書において電気料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりとします。

- (1) 契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。ただし、7（契約電力）にて申し出た値が0.5キロワット以下となるときは、契約電力を0.5キロワットとします。

4 適用条件

本プランは、低圧動力をご使用のお客さまに適用します。適用のための要件は、以下のいずれにも該当する場合とします。

- ① 契約電力が原則として50キロワット未満であること。
- ② 1需要場所において当社の電灯または小型機器をご使用のお客さま向けメニューとあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において当社の電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、当社が認めたときは、①に該当し、かつ、②の契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。
- ③ 電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとあわせて契約せずに、電灯または小型機器を使用しないこと。

5 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

6 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

7 契約電力

- (1) 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表 2「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものとします。）についてそれぞれ次の①の係数を乗じてえた値の合計に②の係数を乗じてえた値とします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合 等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客様に施設していただき、その容量を 当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表 3「契約容量及び契約電力の算定方法」に準じて算定し、②の係数を乗じないものとします。

ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電力の値を引き継ぐものとします。

① 契約負荷設備のうち

最大の入力 のものから	最初の 2 台の入力につき	100 パーセント
	次の 2 台の入力につき	95 パーセント
	上記以外のもの入力につき	90 パーセント

② 上記①によってえた値の合計のうち

最初の 6 キロワットにつき	100 パーセント
次の 14 キロワットにつき	90 パーセント
次の 30 キロワットにつき	80 パーセント
50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント

- (2) お客様が契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約容量は、上記(1)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、別表 3「契約容量及び契約電力の計算方法」により算定された値とします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社および送配電会社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認します。

8 電気料金

電気料金は、基本料金、電力量料金、別表 1「燃料費等調整」(1)によって算定された燃料費等調整額及び需給約款別表（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(1)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、基本料金は、次の③によって力率割引又は割増しをする場合は、力率割引又は割増しをしたものとします。

- (1) 基本料金（税込）

基本料金は、1か月につき次のとおりとします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額とします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

契約電力 1 キロワットにつき	1,098.00 円
-----------------	------------

(2) 電力量料金（税込）

1か月の電力量料金は、当月の計量日が夏季に属する場合には夏季料金、それ以外はその他季料金を用い、需給約款 18（料金の算定期間）(1) に定める当月の使用電力量により、次のとおりとします。ただし、別表 1（燃料費等調整）(1)①によって計算された平均燃料価格が 44,200 円を下回る場合は、別表 1（燃料費等調整）(1)④によって計算された燃料費等調整額を差し引き、平均燃料価格が 44,200 円を上回る場合は、当該燃料費等調整額を加えたものとします。

	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	18.90 円	17.38 円

(3) 力率割引及び割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表 4「加重平均力率の算定」により加重平均してえた値が、85 パーセントを上回る場合（需給約款第 7 条（契約電力）(2) により契約電力を定める場合を含みます。）は、基本料金を 5 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、基本料金を 5 パーセント割増しします。この場合、電気機器の力率は、別表 5「進相用コンデンサ取付容量基準」の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けられているものについては 90 パーセント、取り付けられていないものについては 80 パーセント、電熱器については 100 パーセントとします。なお、まったく電気を使用しないその 1 か月の力率は、85 パーセントとみなします。

(4) 非化石価値加算

電気需給約款第 12 条（電源の特性に基づき、当社が購入する非化石価値証書により、お客さまへ供給する電気の CO₂排出量をゼロとします。これにともない、お客様に負担していただく費用は次のとおりとします。

1 キロワット時につき	1.00 円
-------------	--------

(5) お礼の電力返礼者への特例

ふるさと納税の返礼としての電力の供給に関しては、(4)の加算金を免除します。また、返礼終了後も当該免除を継続します。

(6) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

本プランに適用される電気料金には、需給約款別表に定める「再生可能エネルギー発電促進賦課金」が加算されます。当該賦課金の単価および算定方法は、同別表の定めによります。

(7) 日割計算

電気の需給を開始または終了する場合その他 1 か月に満たない使用期間の料金については、需給約款第 21 条（日割計算）の定めに従い、基本料金および電力量料金を日割で計算します。この場合、再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費等調整額も同条に準じて算定します。

(8) その他

- ① 時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみとします。この場合の力率は、85 パーセントとみなします。
- ② 変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

9 適用期間

- (1) 本プランの適用開始日は、次の各号のいずれかによるものとします。
 - ① 需給約款第6条（需給契約の申込み）に基づく申込みによる場合は、同約款第10条第2項（供給の開始）に定める需給開始日。
 - ② 需給約款第35条（電気需給契約の変更）に基づく電気料金メニューの変更による場合は、当社が変更を承諾したのちに到来する電気の計量日（需給約款第18条2項を準用）。
- (2) 本プランの適用期間は、前項に定める適用開始日から1年目の日の属する月の電気の計量日の前日（以下「満了日」といいます。）までとします。
- (3) 満了日の属する月の前月の1日から15日までに、需給約款第35条（電気需給契約の変更）にもとづく本プランの変更の申し込みがない場合は、満了日の翌日から引き続き1年間自動的に継続されるものとします。この場合、同条第2項に基づき、当社は契約更新時に供給条件の説明および契約条件に関する書面交付を行うものとします。ただし、需要家の承諾がある場合は省略できます。

10 契約電力の変更

- (1) 当社が、お客さまからの契約電力の変更のお申し込みを承諾した場合には、変更後の契約電力にもとづく基本料金を、変更を承諾したのちに到来する電気の計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。

ただしお客さまが、新たな電気需給契約の申し込みと同時に、従前の小売電気事業者との契約にもとづく契約容量の変更を希望する場合には、この限りではありません。
- (2) お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約電力を新たに設定もしくは変更した後の計量日から1年目の日が属する月の計量日まで、契約電力を変更することはできません。
- (3) 契約電力の変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、需給約款2（本約款等の変更）に準じます。また、当社が本条に基づく変更内容を通知した場合で、その内容に異議があるお客さまは、通知を受領してから30日以内に当社へ異議を申し出ることができます（需給約款第35条第2項に準ずる）。

11 本定義書の変更および廃止

当社は、本定義書を変更または廃止する場合には、需給約款第2条（本約款等の変更）および第15条（電気料金メニュー）の定めに基づき、関係法令に定める範囲内で、あらかじめ合理的な期間をもって、当社ウェブサイトへの掲載その他適切な方法により通知します。この変更が契約条件に関わる重要事項に及ぶ場合は、書面または同等の方法により通知します。

別 表

1. 燃料費等調整（上限なし）

(1) 燃料費等調整額の計算

平均燃料価格 原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸 入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって計算された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円 の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0048$$

$$\beta = 0.3827$$

$$\gamma = 0.6584$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で 四捨五入します。

(2) 燃料費等調整単価の算出

① 平均燃料価格が 44,200 円を基準として上下に変動する場合、その変動幅に応じて燃料費等調整単価を算出します。平均燃料価格が基準を下回る場合は電気料金を減額し、基準を上回る場合は電気料金を増額します。

② 本調整額により、当該月の電気料金が増減する可能性があります。上限の有無については「上限なし」とします。

③ 燃料費等調整単価は、次の算式に基づき算出します。なお、燃料費等調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下 第 1 位で四捨五入します。

(ア) 平均燃料価格が基準を下回る場合

$$(44,200 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times (\text{基準単価} \div 1,000)$$

(イ) 平均燃料価格が基準を上回る場合

$$(\text{平均燃料価格} - 44,200 \text{ 円}) \times (\text{基準単価} \div 1,000)$$

④ ここでいう「基準単価」とは、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合における電力量 1 キロワット時当たりの調整値をいいます。

⑤ 燃料費等調整単価は、各平均燃料価格算定期間における平均燃料価格に基づき算出し、対応する燃料費等調整単価適用期間の電気料金に適用します。

⑥ 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間は、次のとおりとします。

平均燃料価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の計量日から 6 月の計量日 の前日までの期間

毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の計量日から 7 月の計量日 の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の計量日から 8 月の計量日 の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の計量日から 9 月の計量日 の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の計量日から 10 月の計量 日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の計量日から 11 月の計量 日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の計量日から 12 月の計量 日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の計量日から翌年の 1 月 の計量日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の計量日から 2 月の計量日の 前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期 間	翌年の 2 月の計量日から 3 月の計量日の 前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の計量日から 4 月の計量日の 前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 4 月の計量日から 5 月の計量日の 前日までの期間

⑦ 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その 1 月の使用電力量に②によって計算された燃料費等調整単価を適用して計算します。

(3) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値で、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	0.183 円
-------------	---------

(4) 燃料費等調整単価の掲載

当社の毎月の明細書に掲載します。

2 負荷設備の入力換算容量

(1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次の①、②、③及び④によります。

① けい光灯

	換 算 容 量	
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
高力率型	管灯の定格消費電力 (ワット) × 150パーセント	管灯の定格消費電力 (ワット) × 125パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力 (ワット) × 200パーセント	

② ネオン管灯

2次電圧 (ボルト)	換 算 容 量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

③ スリムラインランプ

管の長さ (ミリメートル)	換 算 容 量	
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
999 以下	40	40
1,149 以下	60	60
1,556 以下	70	70
1,759 以下	80	80
2,368 以下	100	100

④ 水銀灯

出 力 (ワット)	換 算 容 量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力(ワット)
	高力率型	低力率型	
40 以下	60	130	50
60 以下	80	170	70
80 以下	100	190	90
100 以下	150	200	130
125 以下	160	290	145
200 以下	250	400	230
250 以下	300	500	270
300 以下	350	550	325
400 以下	500	750	435
700 以下	800	1,200	735
1,000 以下	1,200	1,750	1,005

(2) 誘導電動機

① 単相誘導電動機

(ア) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は、換算率 100.0 パーセントを乗じたものとします。

(イ) 出力がワット表示のものは、次のとおりとします。

出力 (ワット)	換 算 容 量		入力(ワット)
	入力 (ボルトアンペア)		
	高力率型	低力率型	
35 以下	—	160	出力 (ワット) × 133.0 パーセント
45 以下	—	180	
65 以下	—	230	
100 以下	250	350	
200 以下	400	550	
400 以下	600	850	
550 以下	900	1,200	
750 以下	1,000	1,400	

② 三相誘導電動機

換 算 容 量 (入力〔キロワット〕)
出力(馬力) × 93.3 パーセント
出力(キロワット) × 125.0 パーセント

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。なお、レントゲン装置が 2 以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量とします。

装置種別（携帯型および移動型を含みます。）	最高定格管電圧 (キロボルトビーク)	管電流 (短時間定格電流) (ミリアンペア)	換算容量（入力） (キロボルトアンペア)	
治療用装置			定格1次最大入力 (キロボルトアンペア) の値といたします。	
診察用装置	95キロボルトビーク 以下	20ミリアンペア以下	1	
		20ミリアンペア超過 30ミリアンペア以下	1.5	
		30ミリアンペア超過 50ミリアンペア以下	2	
		50ミリアンペア超過 100ミリアンペア以下	3	
		100ミリアンペア超過 100ミリアンペア以下	4	
		200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	5	
		300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下	7.5	
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	10	
	95キロボルトビーク 超過	200ミリアンペア以下	5	
		200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	6	
		100キロボルトビーク 以下	300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下	8
			500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	13.5
	100キロボルトビーク 超過 125キロボルトビーク 以下	500ミリアンペア以下	9.5	
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	16	
	125キロボルトビーク 超過 150キロボルトビーク 以下	500ミリアンペア以下	11	
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	19.5	
蓄電器放電式 診察用装置	コンデンサ容量 0.75マイクロファラッド以下		1	
	0.75マイクロファラッド超過 1.5マイクロファラッド以下		2	
	1.5マイクロファラッド超過 3マイクロファラッド以下		3	

(4) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値とします。

- ① 日本工業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合

$$\text{入力 (キロワット)} = \text{最大定格 1 次入力 (キロボルトアンペア)} \\ \times 70 \text{ パーセント}$$

② 上記①以外の場合

$$\text{入力 (キロワット)} = \text{実測した 1 次入力 (キロボルトアンペア)} \\ \times 70 \text{ パーセント}$$

(5) その他

① 上記 (1) から (4) によることが不相当と認められる電気機器の換算容量

(入力) は、実測した値を基準としてお客様と当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量 (入力) とすることがあります。

② 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて 1 契約負荷設備として契約負荷設備の容量 (入力) を算定します。

③ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

3 契約容量および契約電力の計算方法

本定義書 7 (契約電力) (2) の場合の契約容量または契約電力は、次により算定します。ただし、契約電力を算定する場合は、力率 (100 パーセントとします。) を乗じます。

(1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流 (アンペア)

× 電圧 (ボルト)

× (1 ÷ 1,000)

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。

(2) 供給電気方式および供給電圧が交流三相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流 (アンペア)

× 電圧 (ボルト)

× 1.732

× (1 ÷ 1,000)

4 加重平均力率の算定

加重平均力率は、次の算式によって算定された値とします。

加重平均力率 (パーセント)

$$100 \frac{\text{パーセント}}{\text{パーセント}} \times \left\{ \frac{\text{電熱器}}{\text{総容量}} \right\} + 90 \frac{\text{パーセント}}{\text{パーセント}} \times \left\{ \frac{\text{力率 90 \frac{パーセント}{パーセント} の}}{\text{機器総容量}} \right\} + 80 \frac{\text{パーセント}}{\text{パーセント}} \times \left\{ \frac{\text{力率 80 \frac{パーセント}{パーセント} の}}{\text{機器総容量}} \right\}$$

機器総容量

5 進相用コンデンサ取付容量基準

進相用コンデンサの容量は、次のとおりとします。

(1) 照明用機器

① けい光灯

進相用コンデンサをけい光灯に内蔵する場合の進相用コンデンサ取付容量は、次によります。

使用電圧 (ボルト)	管灯の定格消費電力 (ワット)	コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)
100	10	4.5
	15	5.5
	20	9
	30	11
	40	17
	60	21
	80	30
	100	36
200	40	4.5
	60	5.5
	80	7
	100	9

② ネオン管灯 (標準周波数50ヘルツの場合とします。)

2次電圧 (ボルト)	コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)
3,000	30
6,000	50
9,000	75
12,000	100
15,000	150

③ 水銀灯 (標準周波数50ヘルツ及び60ヘルツの場合とします。)

出力 (ワット)	コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)	
	100ボルト	200ボルト
50以下	30	7
100以下	50	9
250以下	75	15
300以下	100	20
400以下	150	30

700以下	250	50
1,000以下	300	75

(2) 誘導電動機

① 個々にコンデンサを取り付ける場合

(ウ) 単相誘導電動機

電動機定格出力 (キロワット)		0.1	0.2	0.25	0.4	0.55	0.75	1.1
コンデンサ 取付容量 (マイクロ ファラッド)	使用電圧 100 ボルト	50	75	75	75	100	100	100
	使用電圧 200 ボルト	20	20	30	30	40	40	50

(エ) 3相誘導電動機 (使用電圧200ボルトの場合とします。)

電動機 定格出力	馬力	1/4	1/2	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50
	キロワット	0.2	0.4	0.75	1.5	2.5	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37
コンデンサ 取付容量 (マイクロ ファラッド)	50ヘルツ	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500	600
	60ヘルツ	10	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500

② 一括してコンデンサを取り付ける場合

やむをえない事情によって2以上の電動機に対して一括コンデンサを取り付ける場合のコンデンサの容量は、各電動機の定格出力に対応する上記①に定めるコンデンサの容量の合計とします。

(3) 電気溶接機 (使用電圧200ボルトの場合とします。)

① 交流アーク溶接機

溶接機最大入力 (キロボルトアンペア)	3	5	7.5	10	15	20	25	30	35	40	45以上 50未満
	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	
コンデンサ 取付容量 (マイクロファラッド)	100	150	200	250	300	400	500	600	700	800	900

② 交流抵抗溶接機

上記①の容量の 50 パーセントとします。

(4) その他

上記 (1)、(2) 及び (3) によることが不相当と認められる電気機器については、機器の特性に応じてお客様と当社との協議によって定めます。